

平成 2 3 年度

第 5 回宝塚市都市計画審議会議事録

日時 平成 2 3 年（2 0 1 1 年）1 2 月 1 9 日（月）

午後 2 時から 4 時まで

場所 宝塚市役所 2 階 2 - 4、2 - 5 会議室

宝塚市都市計画審議会

1 審議会要旨

- (1) 開催日時 平成23年(2011年)12月19日(月)午後2時から4時まで
- (2) 開催場所 宝塚市役所 2階 2-4、2-5会議室
- (3) 出席委員等

本日の出席委員は、23人中16人で、次のとおり。

島田委員、石倉委員、寺本委員、北山委員、大川委員、多胡委員、宮坂委員、古家委員、江原委員、草野委員、中野委員、築添委員、井上欣也委員、今北委員、城所委員及び藤井委員である。

なお、定足数である委員の2分の1以上の出席があったので、宝塚市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき会議は成立した。

(4) 会議の内容

- ア 多胡会長は、議事録署名委員として、4番寺本委員及び5番北山委員を指名した。
- イ 多胡会長は、宝塚市都市計画審議会の運営に関する規程第3条第1項の規定に基づき、本日の議題に係る会議は公開であることを確認した。
- ウ 次の議題について審議を行った。
 - 議題第1号 阪神間都市計画生産緑地地区の変更について (諮問)
 - 議題第2号 宝塚市都市計画マスタープラン(案)について (継続審議)

2 会議要旨

(1) 議題第1号

市 (議題第1号説明)
(説明の開始)
議題第1号「阪神間都市計画生産緑地地区の変更について」を説明する。

まず、生産緑地の基本的な事項の概要について説明する。
農地を生産緑地として指定するためには、農業の継続が可能な土地であって、かつ面積が一団で500㎡以上あることが必要である。
生産緑地に指定されると、固定資産税や相続税等については税制上の優遇措置が受けられる代わりに30年間の営農が義務付けられ、土地利用についても市町村長の許可を受けて、一定規模以下で営農に必要な施設の建築しか認められないことになっている。
また、この生産緑地制度には買取り制度があり、一旦生産緑地に指定されると本人の都合により廃止することは出来ず、次の4つの要件に該当する場合に限り、市町村長等を買取りの申し出が出来ることになっている。
一つ目が、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合。
二つ目が、農業の主たる従事者の死亡や、農業に従事することを不可能とさせるような故障を有することとなった場合。
三つ目が、公共施設の用地となった場合。
四つ目が、一部廃止に伴い、残った農地だけでは500㎡の面積要件を満たさなくなった場合。
以上の場合に、廃止されることになる。
これら以外の原因、例えば農地の所有者の都合により生産緑地を廃止することは認められていない。
この買取りの申し出により買取りがなされなかった場合や公共施設の用地とな

った場合は、30年間の営農や建築制限等の規制が解除されることになる。

このため、年に一度、新たに追加するものや既に建築制限等が解除されたものを総括して生産緑地の都市計画変更を行い、該当する生産緑地地区の見直しを行う。

次に、今回の生産緑地地区の変更内容について説明する。

今回の見直しは、大きく分けて3つある。

一つ目は、生産緑地地区の全体の廃止が7地区ある。

二つ目は、生産緑地の一部を廃止又は追加することによる変更が12地区ある。

三つ目は、生産緑地地区が分断されることによる地区の追加及び新規の追加が4地区ある。

また、それぞれの計画図は、議題書1-7ページから1-18ページに添付している。

議題書1-6ページ「変更前後対照表」。

一つ目の生産緑地地区の全体の廃止について、「中野町1地区」を例に取り、説明する。

「中野町1地区」は、主たる従事者の故障により買取りの申し入れが行われたが、買取りが不決定となったことから、全部を廃止しようとするものであり、減となる面積は約0.21haである。

このように、主たる従事者の死亡や故障により生産緑地地区として全部を廃止するものとしては、「安倉南10地区」、「安倉南26地区」、「山本中23地区」、「花屋敷荘園1地区」、「中筋52地区」、「山本南21地区」と全部で7地区あり、減となる面積は約0.83haである。

次に、二つ目の生産緑地の一部を廃止又は追加することによる変更について、「寿町1地区」を例に取り、説明する。

「寿町1地区」は主たる従事者の故障により、買取りの申し入れが行われたが、買取りが不決定となったことから、申し出のあった区域を廃止しようとするものであり、減となる面積は約0.05haである。

このような、主たる従事者の死亡や故障を理由として見直しを行なう地区としては、「山本中18地区」、「中筋39地区」、「中筋40地区」、「中筋41地区」、「中筋50地区」、「長尾町2地区」、「山本南16地区」、「山本南23地区」、「口谷東10地区」がある。

また、「山本中15地区」についてであるが、平成21年度に農業従事者の二人がそれぞれ死亡・故障により、一部廃止となったものである。

現在の生産緑地地区の北側に隣接して開発地がある。この開発地において新設道路が予定されていたが、行き止まりの道路となってしまったため、「山本中15地区」において新たに道路を整備することが出来ないか開発業者と協議したところ、生産緑地地区の所有者の同意を得て道路を整備した上で市に寄付することとなったため、今回、新設の道路部分を一部廃止とするものである。

以上、一部廃止となる地区は11地区であり、減となる面積は約1.28haである。

「安倉中34地区」は、今回生産緑地の指定に係る申請がなされ、指定要件を満足することから区域の追加を行うものであり、追加する面積は約0.03haである。

次に、三つ目の生産緑地地区が分断されることによる地区の追加及び新規の追

加が、3地区ある。

まず、「亀井町5地区」についてであるが、今回生産緑地の指定に係る申請がなされ、指定要件を満足することから新規追加するものである。

今回、同様の地区が他に1地区あり、「安倉中37地区」がそれである。

また、「口谷東10-1地区」は、「口谷東10地区」が平成6年12月に一部廃止になったため、本来であれば地区の分断により新たな地区を設けるべきであったが、同一地区のままとなっていたため、今回新たに地区を設けるものである。

以上により、新規の追加地区数は2地区であり、面積は約0.19haの増、そして分断による追加が1地区であり、面積は約0.29haの増となる。

今回の変更により、本市の生産緑地地区は346地区、面積は79.89haとなり、昨年度に比べて4地区の減、また、面積は1.60haの減となる。

以上で生産緑地地区の変更に関する説明を終わる。

議題書1-21ページ、「縦覧結果について」。

案の法定縦覧を11月14日から11月28日までの2週間実施したが、縦覧者及び意見書の提出とも無かった。

議題書1-21ページ、「スケジュール（案）」。

今後のスケジュールについてであるが、今回、当審議会の同意があれば、年末を目途に都市計画決定を行なっていく予定である。

以上で、議題第1号「阪神間都市計画生産緑地地区の変更について」の説明を終わる。

質疑応答

- 委員 生産緑地地区の新規指定が何箇所かあるが、緑の基本計画との関連はどのようになっているか。
- 市 緑の基本計画においては、市街化区域内の緑地として生産緑地地区も図示した資料はあるが、整備の目標については、生産緑地地区なども加えて計画しているというのが現状である。全く関係がないということではなく、緑の基本計画にも留意しながら、生産緑地としての目標値も掲げているということである。
- 委員 農地法の改正により、農業法人の参入も認められるようになっているが、都市計画法上で問題となる点について説明をお願いしたい。
- 市 法人化で農業振興を図ることは行われているが、生産緑地地区については、生産緑地法を活用して一定の税の軽減を受けながら、個人が生産ほ場として保全していくというものについて指定しているものである。
農業法人の参入によって、市街化区域内農地が保全される方向であって望ましいということは理解出来るが、現状においては個人農家が個人の農地を保全していくことに対して、行政が生産緑地法などを活用して支援しているといった状況である。
- 会長 市としては、生産緑地地区を保全していきたいという方針は持っている。
議題書19ページの表において、市街化区域内農地については平成4年の222.60haから平成23年の113.55haとほぼ半減しているのに対して、生産緑地地区については88.54haから79.89haと減少してはいるが、減少の割合が少なく、生産緑地地区に指定することの効果は大きいことが分かる。
都市計画マスタープランの地域別懇談会において、農業従事者自身から世代交代によって植木産業が消滅してしまうのではないかといった意見が出ていたことから、一定の効果があるとしても減少し続けていることに対して、行政だけでなく市民も一緒に考えなければならない時期にさしかかっていると思う。
農地や緑地を保持していく方法としては、農業を続けているところについては貸し農園とすることも可能であり、その他にも市民公園としてや、市民緑地として利用する方法もある。
この10年間で、緑地を保持していく制度については拡大してきているが、市としては、今回も買取請求は出されているが買い取りを行っていない状況である。
数年前から、生産緑地地区や市街化区域内農地を維持していくことについて、当審議会において質問が出されていたが、具体的な対応はなされていない状況である。
- 委員 「山本中15地区」の公衆用道路の整備に伴う買取の件であるが、公衆用道路であるということは、市に寄付されたということであるか。
- 市 「山本中15地区」の北側に隣接して開発予定地がある。
以前はこの開発予定地も生産緑地地区であったが、指定解除に伴って宅地化となり開発計画がたてられた。

その計画において新設道路を設置することとなったが、「山本中15地区」に隣接しているため、この開発区域内でしか道路を整備することが出来ず、袋小路の道路となってしまっていた。

しかし、この状態では緊急時に対応出来ないため、市と開発事業者の間で協議し、この状況を解消するため道路を整備するには、「山本中15地区」の所有者の了承を得て指定解除する必要があるということとなった。

その後、生産緑地地区所有者の承認が得られ、また、開発事業者からも道路として整備した後は市に寄付をするということで確認が取れたため、現在は市道として認定されている状況である。

委員 道路の整備費については、事業者が負担したということであるか。開発したうえで寄付をしたということであるか。

市 そのとおりである。

委員 公的な目的があるため、生産緑地地区の解除の要件に当たるということであるか。

市 本来は市が整備すべきであるが、事業者が整備したものであっても市に帰属することが明らかであれば、それは公共施設の整備ということで生産緑地地区の解除が可能である。

委員 通常であれば指定解除出来ないが、事業者が道路として整備した後に寄付をするということが明らかであるため、指定解除をして道路の整備を行った上で寄付を受けたということであって、負担付寄付では無いということであるか。

市 生産緑地地区は、緑地の保全と将来の公共用地の候補地であるということを目的として、指定を行っている。

今回は市道として整備を行っているが、これがもし位置指定道路であった場合は、同じ道路整備であっても指定解除は出来ない。

今回は、負担付寄付であるか、整備済みで市に帰属するかを問わず、市に帰属することが前提条件となっている。

委員 市が買収に入るといったことになった時には、指定解除の要件には該当することになるのか。

市 市が市道や公園などの公共施設を整備するとして買収する場合は、指定解除の要件に該当する。

委員 今回は開発事業者が整備費を負担して、負担付寄付ではなく寄付ということであったが、場合によっては買収しなければならない事例も考えられる。

会長 市として全体の整備方針がはっきりしていない状態であるため、ある場所で開発が行われて道路が整備されていない場合、後追いで道路を整備することになり、課題が残ることになる。

では、議題第1号について原案のとおり変更することに同意するとして、答申することに異議はないですか。

委員 異議なし

会長 異議なしとのことであるので、議題第1号については「原案のとおり変更することに同意する」として、答申する。

(2) 議題第2号

市 (議題第2号説明)
(説明の開始)
議題第2号「宝塚市都市計画マスタープラン(案)について」を説明する。

今回の議題書の「たからづか都市計画マスタープラン」(案)は、9月22日から10月21日まで行い、13名から約60件の意見の提出があったパブリックコメント、また、10月3日から7日にかけて4つの会場でそれぞれ開催し、延べ72名の参加があった説明会での意見、前回の当審議会での意見、また、個別に当審議会委員からの意見について、反映できるものを盛り込んだものとしている。

前回の当審議会で示した案から加筆修正した箇所については、赤字で表示している。

議題書148ページ。

この第6章を提示するのは、今回が初めてである。この章の赤字は、現行都市計画マスタープランの記述から加筆修正した箇所である。また、庁内の調整が整っていない箇所もあるため、今後、記述の修正が必要となることも考えられる。

それでは、前回、参考資料で示した主な見直し方針に沿って、修正箇所について具体的に説明する。

(内容の説明)

①全体の記述等について

1つ目の「宝塚市の特徴がよりわかりやすくなるように、地名や施設名称等を具体的に記述をする。」に対しては、全体に渡り文脈にも配慮して、できるだけ分かり易い記述の充実に努めた。主要な部分としては、議題書25ページに記述している3つ目のコンセプトである「芸術レクリエーション都市」において、また、議題書39ページの都市核についての説明において、また、議題書50ページからの土地利用の方針などで記述の充実に図っている。

2つ目の「誘導する」や「検討する」という表現については、具体的な取り組みをできる限り記述する。」に対しては、例えば、議題書29ページでは「市街地の公園・緑地については、都市内の貴重な緑地空間として整備、拡充を推進するとともに、他の公共施設との連携を図りながら、防災拠点としての機能の充実に図ります。」と記述を修正し、また、議題書64ページでは、4-3(2)交通施設の4つ目において、「徒歩や自転車による移動を容易にする施策について調査研究します。また、広域圏への交通、広域圏からの交通への対応についても調査研究します。」と記述を追加している。

また、全体を通して、なぜ取り組むのかがわかりやすくなるよう、理由や背景に関する記述を充実させている。例えば、議題書50ページ4-1(1)(ア)低層住宅地の2つ目において、これまでの取り組みを追加している。

3つ目の「全体構想」と「地域別構想」での記述の重複について整理する。」については、点検した結果、市民は自分たちが居住する地域の地域別構想を中心に見る機会が多いと推察されることから、ある程度の重複はやむをえないと判断している。

また、地域別構想には修正された箇所が少ないと感じるかもしれないが、これは、

パブリックコメントを実施するにあたって地域別構想の修正に重点を置いて作業を行った結果、改めて修正した箇所が少なくなっているといった理由によるものである。

②将来像・コンセプトについて

「中山寺や清荒神などの神社仏閣、旧小浜宿などの街並み、花卉・植木産業、手塚治虫記念館や宝塚（阪神）競馬場など、歴史・観光・レクリエーションの多様で豊富な資源」を活かした都市づくりの方向を明確にするため、都市づくりのコンセプトに「レクリエーション」をキーワードとして追加する方向で検討する。」については、議題書24ページ「2-3めざす将来都市像」において記述を追加している。

当初は、現行の「芸術リゾート都市」から「芸術文化創造都市」に変更する案を提示していたが、2つ目のコンセプトである「居住文化創造都市」と同じようなフレーズであり、一見しても違いが明確になるようにしたほうがよいのではないかという委員からの意見があった。また、パブリックコメントにおいても、宝塚市の都市づくりのコンセプトに「本市が有する貴重な社会・自然レクリエーションの場があることを活かしたまちづくりに言及すべきである。」との意見もあった。

これらのご意見を踏まえて検討した結果、議題書25ページ下段で、3つ目のコンセプトを「芸術文化創造都市」から「芸術レクリエーション都市」に変更する。

本市は、市民のみならず広域圏からの来訪者にとって、観光や交流、体験、レクリエーションの場となる豊富な資源が整備されている。

議題書25ページ「2-3（3）芸術レクリエーション都市」の4つ目において、「今後は、観光・文化行政を取り巻く社会情勢や価値観の多様化・高度化にも対応しながら、来訪者も含めた市民の様々な活動や交流を活性化させ、都市としての魅力の向上につなげていくことが大切であり、その目標として私たちが共有するイメージを「芸術レクリエーション都市～交流のあるまち～」と設定し、宝塚らしい観光、交流、健康づくり、芸術・文化の醸成、屋内外レクリエーションといった新たな展開の実現をめざします。」として、3つ目のコンセプトについて記述を強化している。

また、総合計画の将来都市像からは、めざす都市空間がイメージできないといった市民や委員からの多数の意見に対しては、市民と本市の豊かな自然環境、また、いわゆる住宅都市などに代表される個性、また、市民にとっては住み続けたい、市外の人にとっても訪れてみたい魅力にあふれた文化都市をめざすという総合計画のキーワードを引用しながら、都市空間のイメージとして「市民と自然環境がつくり出す魅力と個性ある文化都市」を新たに掲げる。

これにより、「庭園都市」「居住文化創造都市」「芸術レクリエーション都市」という3つのコンセプトによる実践をめざします。」とする都市づくりの方向を明確にさせる。

③都市拠点について

1つ目の「都市核や中心市街地の位置付けなど都市づくりの方向がより明確になるよう記述を修正・追加する。」、2つ目の「地域核は「それぞれ固有の立地特性や歴史、文化を形成しており、その特色を最大限に生かした個性ある発展を目指す」が、より一層明確な方向性を記述する。」、3つ目の「生活拠点は「生活利便施設の立地を促進」するが、そのための土地利用の誘導方向を検討

する。」については、議題書 38 ページ「3-2 (1) 都市拠点の基本的な考え方」において、「都市核」「地域核」「生活拠点」に求められる機能と施設イメージを充実させている。

議題書 39 ページ。

ここでは本市の「都市核」の多様性について記述を追加している。「主要な施設の分布状況」の図では、主要な施設分布状況を表示している。

④交通ネットワークについて

1 つ目の「道路整備については、道路整備プログラムの内容を基本とするが、断定的な表現は検討する。」に対しては、このページのほか、各地域別構想の交通ネットワーク「道路」において、「道路整備プログラムに基づき平成何年までに事業完了をめざします。」や、「事業着手します。」といった断定的な表現は、「早期の事業完了をめざします。」や、「事業着手をめざします。」といった表現に修正している。

2 つ目の「宝塚駅周辺の交通ターミナル性について、鉄道、自動車に加え、多様なバス（路線バス、観光バス、高速バス等）やタクシー等も含めて、記述を整理する。」に対しては、議題書 100 ページの第Ⅲ地域「交通ターミナル」において、多様なバスやタクシーの記述を追加している。

また、議題書 67 ページ「4-3 (2) ⑤交通広場」においては、バスの記述を充実させている。

3 つ目の「バスは交通ネットワークの重要な要素であることから資料にバス路線網図を追加する。」に対しては、議題書 44 ページに現在のバス路線網図を追加している。

この他にも、交通ネットワークについては、議題書 27 ページ他において、市民や委員から意見のあった、歩行者や自転車の視点にたった記述を充実させている。

⑤水と緑のネットワークについて

1 つ目の「河川・ため池について、生物多様性など、環境面での役割を踏まえた記述を追加する。」に対しては、議題書 46 ページにおいて、防災面での役割とあわせて生物多様性の記述を追加している。また、議題書 69 ページにおいても、水環境や生物多様性の記述を追加している。

2 つ目の「歴史と文化のアメニティ軸などにおいて、市内に点在する古墳についても記述を追加する。」に対しては、議題書 47 ページ「3-4 (5) ②地域文化資源ネットワーク」の記述、「歴史的・文化的に価値のある遺跡」に包含させ、個別の名称については記述しないこととした。

⑥土地利用について

<中心市街地（＝都市核）について>

1 つ目の「中心市街地のあり方や方向性がより明確になるよう、記述を追加する。」に対しては、議題書 39 ページにおいて、本市の「都市核」の多様性について記述を追加している。

また、議題書 52 ページから 53 ページの「4-1 (1) ② (ア) 中心市街地」において、記述を充実させている。それから、中心市街地が特徴のある複数のエリアに跨ることがわかるように、「JR・阪急宝塚駅から宝塚南口駅周辺

エリア」「逆瀬川駅周辺エリア」「その他」に区分して、それぞれの記述を整理している。

2つ目の「中心市街地の一部として位置付けられているNTN跡地は、現在の「適切な誘導に努める」といった記述に加え、都市計画上の規制と誘導方策について、より具体的に記述する。」に対しては、議題書53ページ「4-1(1)②(ア)その他」の2つ目の丸において、緑化の推進や周辺歩道の整備、河川敷へのアクセス道路の設置などの誘導策を追加している。

また、議題書54ページ「4-1(1)③工業地」では、「大規模工業用地であったNTN所有地の移転跡地について、中心市街地に位置付けられていることから個別に検討を行います。」とし、現時点では工業系用途に限定することなく検討する方針を追加している。

<市街地内の農地について>

1つ目の「農地については、単に生産だけではなく、二酸化炭素の削減などの環境面や、災害時の避難場所や仮設住宅用地になるなど防災面でも重要な役割を果たしていることを記述する。」に対しては、議題書46ページ「3-4(3)②生産緑地」において、市街地内農地について「災害時の避難場所など防災面においても重要な役割を果たしていること」との記述を追加している。

2つ目の「農住ゾーン以外の農地についても、地域別構想で保全等の方向性を追加する。」に対しては、議題書102ページ「5-3(2)①住宅地」において、農住ゾーンではない第Ⅲ地域の記述の中でも、市街地農地の保全・再生・活用につとめる旨の記述を追加している。

⑦防災について

「東日本大震災の影響について「序.改訂の背景」や「4-4都市防災の方針」などにおいて、現時点で記述できるものについて記述する。(現時点では国などの方針が示されていないため、具体的な取り組みなどについての記述は困難である。)」に対しては、「序.改訂の背景」では触れていないが、議題書71ページ「4-4(1)基本的な考え方」において、東日本大震災については、「発生した」ことに限定して記述を追加している。なお、今後の方針については、現時点での記述は困難と判断している。

⑧施策の推進に向けて

「最終章として「施策の推進に向けて」を追加し、行政の役割、市民の役割や推進の仕組みなど「都市計画マスタープランの推進体制」について記述する。」に対しては、議題書148ページから150ページにかけて、「施策の推進に向けて」を起章し、「6-1協働のまちづくりの推進」、「6-2施策などの充実と効率的な執行」、「6-3都市計画マスタープランの更新」のそれぞれについての項目を起し、市民参加、市民主体のまちづくりの推進や、庁内組織の充実についての記述を追加している。

⑨その他

1つ目の「使用する写真を整理する。」については、より良い構図となるよう整理しているところである。

2つ目の「観光客数の記述については、本文はそのままとし、観光の内訳がわかるようなグラフに修正する。」に対しては、議題書7ページ「1-1(8)

観光」のグラフを実数の表記に改めたが、印刷に不鮮明な部分があることや、凡例との対応がわかりにくい部分も見受けられることから、より分かりやすくなるよう工夫をする。

3つ目の「各図面について、「タイトル」「方位」「縮尺」等を記載するとともに、凡例等がよりわかりやすくなるよう工夫する。」に対しては、例えば、議題書41ページの図面について、「都市拠点図」とタイトルを入れるなど、それぞれの図において修正をしている。

4つ目の「語句について、カタカナ文字や常用漢字以外の表現については、個別にチェックし、必要に応じて修正やルビ等の検討を行う。」に対しては、他の用語も含め、用語の解説を入れて対応する。

5つ目は、前回の当審議会開催以降に委員から、阪神間モダニズム文化について大正期に発展したことを明確に記述するべきではないかという意見があった。これについては、議題書22ページにおいて、「本市においては、大正から昭和初期にかけて、独自の文化の発展がみられました。」との記述を追加している。

以上で、議題第2号「宝塚市都市計画マスタープラン（案）について」の説明を終わる。

質疑応答

- 委員 議題書 4 ページの体系図について。
都市計画マスタープランが策定されることによって、関連計画や部門別計画については、整合させるために見直しが行われるのか。
- 市 関連計画や部門別計画については、都市計画マスタープランと異なる記述があれば直ちに見直しを行うわけではなく、それぞれの計画の見直し時期にあわせて行い、整合性を図っていくことになる。
また、それぞれの計画において施策が行われていることから、都市計画マスタープランと齟齬が生じないように、庁内連絡調整会を開催して調整を図っている。
- 会長 それぞれの計画の策定期が異なるため、矛盾は生じてくるものである。
関連する計画を策定する場合、先に策定されている計画を参考にして計画するため、後に策定された計画の方が妥当な内容であることが多い。そのため、先に策定された計画については、後に策定された計画の内容に沿って変更することになる。
但し、部門別計画のように専門性の高い分野については、お互いの記述に十分留意する必要があるが、その点については庁内連絡調整会を開催して調整しているとのことである。
しかし、庁内で各計画について調整を図る場合、計画のスムーズな進行が難しいことが多いため、総合的な基本方針についての調整機能の権限を、もう少し都市計画担当部署に持たせた方が良いと思う。
- 委員 議題書 86 ページにおいて、都市計画道路の整備について「早期に」と記述しているのは、どのような理由であるか。
- 市 前回の資料までは、道路整備プログラムに基づいて具体的な整備年次を表記していたが、道路整備プログラムが不変的なものではなく見直されることもあり、また、道路整備だけが具体的な年次を表記することについていかがなものかといった意見もあったため、出来るだけ早く整備を行うという意味で、「早期に」と記述を変更している。
- 委員 「早期に」という記述について、例えば何時のことを指すのかといった意見は出てこないか。
- 市 特に意見は出ないと考えている。
また、時期については、道路整備プログラムに掲げている平成 30 年を目標として、「早期に」としている。
- 委員 議題書 20 ページの「移動時の代表交通機関の推移」のグラフについて、資料として使用しているパーソントリップ調査については、近畿圏における調査データしかないのか。また、二輪をバイクと自転車に分類した資料は無かったか。
- 市 調査データについては近畿圏のものしかなく、また、二輪が分類された調査は行われていなかった。

- 委員 これからは総合的な交通政策を考えていく必要があると思うが、交通分担率の調査というものが基礎となると考える。一度、調査を実施する必要があると思うが、予定は無いか。
- 会長 調査については、部門別計画を策定する際に実施すれば良いと思う。
また、調査データについては、定期的に蓄えておく必要があるものである。現状は古いデータのまま集計を行っているものが見られるため、今後の検証のためにも更新していく必要がある。
- 委員 このパーソントリップ調査の資料が平成12年と古いため、検証を行うための根拠にならないのではないか。このデータより後の10年間で、電動アシスト自転車の利用も多くなってきており、山手の住宅地からの移動手段も変化してきていると思うので、少し気になる点である。
- 会長 データについては、この数値をそのまま適用するのではなく、補正した状態で検証する必要がある。
- 委員 本文中にも、このグラフを基に「20年前に比べて自動車利用が13ポイント増加し」といった記述となっているが、これでは現状と合わないのではないか。
その他にも、7ページの(6)商業のグラフについても、使用しているものが平成19年のデータであり、その他の資料のデータが平成20年以降のものであることを考えると、少し古いと思う。
- 会長 いずれのデータについても、現状で最新のものを使用している。
商業統計調査については調査結果が公表されていないため、現状では平成19年が最新のデータとなっている。
- 市 商業統計調査とパーソントリップ調査については、最新の調査が平成22年であるが、現在、調査結果が公表されていないため、現状ではこのデータを記載している。しかし、都市計画マスタープランを最終的にまとめるまでにデータが入手できれば、修正を行っていく。
- 会長 データについては、可能な限り最新のものに差し替えることとし、文章についても再検証を行うこととしておく。
- 委員 議題書24ページの都市空間のイメージであるが、やはり宝塚には独特の歴史というものがあるので、あともう一つ「歴史」という言葉が欲しい。
- 会長 「歴史」を追加して、修正することとする。
- 委員 都市づくりのコンセプトの「芸術レクリエーション都市」については、賛成である。というのも、本市の最初の総合計画に掲げた都市像が「住宅レクリエーション都市」であったので、当初の意気込みというものが垣間見えて良いのではないかと思う。
全体として、現状では総合計画よりも良い内容の計画が出来上がってきているの

ではないかと思う。

会 長

本市においては、やはりレクリエーションが重要な位置を占めていると考えられる。例えば、芸術的な工芸品などを高めていって、それを全国へ発信して話題提供するようなことで、市民が中心となることのできる時代に入っており、一時期のリゾートからは変化してきていると思う。

これに関連して、本市において何とかしたい点が2つある。1つは、ベガ・ホールやソリオホールはあるが、やはり千数百人収容できるホールが必要であるということと、もう1つは、博物館などはあるが、そこに博物館法に基づく学芸員がいて、子ども達が接することが出来れば、より関わりを深めていくことが可能となるということである。

この2点が、本市にとって不足している点である。

委 員

「居住文化創造都市」において、景観にも係ってくることであるが、建築様式においては大正モダニズム様式というものが、宝塚独特の様式ではないかといった意見もある。特に雲雀丘花屋敷では、その建築様式が多数残っており、それを居住文化として、宝塚独特の住宅様式をある程度誘導していくことも良いのではないかと思う。

そういった点については、記述がされていないようである。

会 長

阪神間モダニズムは、元々都心に居住していた人達が周辺に移り住むようになって出来たものである。これらには和洋折衷の様式があり、独自のものである。

ある時期まではそれらを誘導していこうとしていたが、行政側がある時点で誘導することをやめてしまったことは残念である。

都市景観についての記述はどうなっているか。

市

議題書131ページの②地域づくりの方向（戦前の近代住宅地）において、「阪神間モダニズムの文化を象徴する住宅地として発展」といった記述や、議題書133ページの①住宅地（ア）低層住宅地区の4つ目の丸において、「良好な地域景観の形成に寄与する建築物を都市景観条例などの制度により保全するとともに、地域主体の保全整備活動を調査・啓発・支援」といった記述をしている。

委 員

現在、宝塚市は景観法に基づいて都市景観条例を改正しようとしているので、この点については景観審議会の専門家で検討した方が良いのではないかと思う。

よって、都市計画マスタープランにおいては、抽象的な表現で良いのではないか。

会 長

モダニズムがあるのなら、ポストモダンをどうするのかということを考えなければならぬ時期であると思う。建築様式など良いものは多数あるが、それらは相続による代替わりで消えていってしまっている状況である。

委 員

議題書59ページの①集落・農業振興地域の2つ目の丸において、北部地域の公共公益施設についての記述があるが、この小中学校の後に西谷認定子ども園を追加してもらいたい。

会 長

これについては、記述を追加することとする。

今回の都市計画マスタープランを作るにあたっては、まず、都市計画において公共の空間を確保していかなければならないということを考慮している点が、従来とは違う点である。

次に、本市において一人世帯と二人世帯の高齢者の世帯が全体のほぼ50%になったということは、本市の市民社会としては初めての経験である。しかし、この状況でしっかりと市民社会が確立できれば、最も先進的なまちとなることが出来る。

次に、市街地化が圧倒的に進んだことである。ところが、宝塚市の場合は、人口密度が40人/ha程度であることから、水と緑と自然環境がしっかりと確保できる状況にある。具体的には、自然を保全する区域ということについては明記しており、また、河川その他についても留意して記述をしている。

次に、生活圏に適応するコンパクトなまちづくりを進めていくことを掲げているが、これについては、現行の都市計画マスタープランではなかった点である。但し、そうすると公共交通機関と歩行者網や自転車網の整備が必要となるため、それが今後最大の課題となると考えられる。

引き続き、施策を推進するためにしなければならない点については、議題書148ページからの第6章において、「施策の推進のために」として記述を追加している。

全体の構成や、それに伴う個別の記述などについてはこれで概ね了承していただき、細かい必要事項については、最終となる次回の当審議会までに調整するという事でらせていただいて、まとめるということによろしいですか。

委 員

異議なし。

会 長

それでは、そのようにして、次回までにとりまとめる事とする。
以上で、議題第2号の審議を終わる。